

# 狭山事件、53年目の新証拠 「万年筆は被害者のものではない」 今こそ再審を！豊中集会の記録

## はじめに

2016年10月20日、2年ぶりに「豊中集会」を開催した。テーマはもちろん「下山鑑定」で、狭山事件を追いかけている菅野良司さんに来ていただいた。「万年筆は被害者のものではない」というのが、鑑定から導きだされる結論だが、それだけを鵜呑みにするのではなく、どうしてそういう事態になったのかをきちんと知ることが大事だと考えての企画だった。

この「万年筆問題」は「なぜこの時期に？」というところが一つのポイントだ。ここに、狭山事件の本質に関わる問題が含まれているからだ。菅野さんは、「下山鑑定」の意味を丁寧に説き起こし、万年筆問題の経過が示すものを提示してくれた。70人ほどの参加者はじっと聴き入り、話のツボを呑み込んでくれたように思う。以下、雑感を少し。

「自白」とそれに基づいて発見されたとされる「三大物証」（万年筆、鞆、時計）が、狭山事件の「有罪」認定の核となっている。しかし、「自白」は変遷を繰り返し、客観性を欠き、社会通念にも反し、取調官による「作文」であることが随所に伺われ、支離滅裂と言っていっくらの代物であることが明らかにされている。

「三大物証」といえば、いずれも「品ぶれ」のものとは一致せず、発見過程にも疑問符がついており、警察による作為が濃厚で、判決や決定では詭弁と推測を駆使した破廉恥な認定を重ねてきた。まともな審理が行われていれば、とっくに「無罪」になったはずだが、さまざまな事情がそれを回避させ、無理筋の「有罪」を維持する方向へと向かわせた。そして、一旦、切られた舵を切り返すことは並

日時 2016年10月20日(木)

18時30分～20時30分

会場 豊中人権まちづくりセンター

(阪急宝塚線「岡町駅」下車、西北へ徒歩10分)

講演 菅野良司さん(ジャーナリスト)



2度にわたる徹底的な家宅捜索で見つからなかったのに、3度目にやってきた捜査員に指示され、勝手口の鴨居の上にあるのをヒョイと素手でつまんだのは石川一雄さんのお兄さんの六造さん。魔法のように出てきた万年筆発見の場面です。しかし、被害者が直前まで使っていたものを調べると、インクはライトブルーで、発見された万年筆のインクはブルーブラックで、全く違うことが判明します。本来ならこれでアウトのはずですが、裁判官は「友だちのインクを借りて入れた」「立ち寄った郵便局で補充した」と勝手な推測で被害者のものと断定し、有罪の論拠としてきました。

それが今回の検証実験でブルーブラックを補充したとしても、インク溜から元のライトブルーが検出されることが科学的に証明されました。当時、警察がおこなった鑑定では検出されていません。

ということは、この万年筆は被害者のものではなく、「自白」に基づいて発見されたものでもないということになります。誰かが、持ち込んで鴨居に置いたとしか考えられません。東京高裁はただちに鑑定人尋問をし、事実調べを開始すべきです。

主催 狭山事件の再審を求める豊中市民共闘会議/☎06(6841)5300  
(豊中市岡町北 3-13-7、豊中人権まちづくりセンター1階)

狭山事件、53年目の新証拠  
「万年筆は被害者のものではない」  
今こそ再審を！豊中集会

たいていの力では難しく、矛盾を一つひとつ突き、架空の土台を崩す作業が不可避となった。

そのうち、「万年筆」は警察ストーリーの核心に関わるものでもあり、特別な意味を持っている。稚拙・拙劣過ぎてお話にならないはずだが、無理矢理に「ストーリー」にはめ込み、裁判官たちが穴を埋めるのに腐心する役回りを演ずることになっていく。そう、警察・検察・裁判所の3者は、「万年筆」問題に手を染めたがゆえに、底なし沼でもがくしかなくなっていくのだ。

インクの問題も捜査当局は早くから気づいており、その矛盾を糊塗するための証拠・証言の収集を密かに行ってきた。ブツは彼らの手中にあり、それに合うように絵を描いてきたのだ。しかし、人はウソをつくが、ブツはそうではないことを「下山鑑定」がはっきりと示した。インクが補充されたとの認定はありえないことが明らかにされたのだ。警察のストーリーは、虚偽・架空であり、発見万年筆は被害者のものと認定されてきたが、そうではないことになったのだ。

すでに「蟻の一穴」はいくつも開いているが、ここにまた決定的で明白な一穴が開いたことになる。もはや、裁判所は逃げることはできないはずだ。この事実とまともに向き合うべきだ。鑑定人尋問をすべきだ。百歩譲っても、裁判所による検証鑑定ということにならざるを得ないだろう。その時を引き寄せよう！

**●菅野良司(がんのりょうじ)さん**  
ジャーナリスト。1956年、福島市生まれ。  
1980年、読売新聞社に入社、金沢支局、東京本社編集局社会部、解説部、メディア戦略局勤務などを経て2012年退社。  
著書『冤罪の戦後史 刑事裁判の現風景を歩く』  
『裁判員時代にみる狭山事件』  
月刊「狭山差別裁判」に「刑事裁判の原風景」連載中



---

3 第2700号 (第3期) 読者対象
解放新聞
2016年9月26日

狭山事件—新証拠

**事実調べ実現を**

## 被害者の万年筆ではない

### 狭山の新証拠—下山鑑定で証明

えん罪を科学的に証明

**インクが「異質」**

裁判所の「万年筆」は、被害者のものではない。科学的に証明された。下山鑑定で証明された。インクが補充されたとは認定されなかった。科学的に証明された。

**補充説は誤りだ**

裁判所の「万年筆」は、被害者のものではない。科学的に証明された。下山鑑定で証明された。インクが補充されたとは認定されなかった。科学的に証明された。



鑑定人 **下山 進さん**

プロフィール  
ゴッホの絵で黒猫を発見  
ゴッホ晩年の作品「ドービニーの庭」は、ひろしま美術館とパレル美術館(スイス)にあるが、ひろしま美術館の作品には描かれていない黒猫がパレル美術館の作品にはあるため、長年、議論の的になっていた。下山さんが調べ、ひろしま美術館の作品から加減部分の下に黒猫を発見。歴史的な大発見となった。

狭山事件の手拭いの記録でも  
2013年10月17日、狭山事件再審弁護団は手拭いに関する新証拠を提出。手拭い(部分)一覧表記載の数字文字に使われた筆記用色材に関する鑑定意見書(下山鑑定人)で、右「1」は左目に貼られたとする米屋の手拭いの数字が「1」から「2」に書き換えられていることが明らかになった。

恒例の「市民アピール・デモ」は、10月27日(木)  
18:00 (豊中・稲荷山公園/稲荷神社ヨコ) 出発  
⇒18:40 頃 (森木公園/豊中人権まちづくりセンターそば)

豊中・狭山事件研究会「ストーン・リバー」

※掲載した資料は、月刊「狭山差別裁判」466号と467号所収の「狭山弁護団が提出した鑑定書」より転載させていただきました。

購読・問い合わせ: 部落解放同盟中央本部/電話03(6280)3360

## 菅野さんの講演録

今回のインク問題について説明していきたいと思います。インク問題というのは、被害者が持っていた万年筆を石川さんが奪って自宅に持ち帰って鴨居の上に置いていたというストーリーなんですけど、元々控訴審(東京高裁)に行ってから、石川さんの家から発見された万年筆の中に入っているインクと、被害者が毎日書いていた日記とか手帳のインクと違うんじゃないかと言われていたわけです。何で違うのかということで補充説が出たわけなんですけど、今まで補充説を覆すことができなかった。今回初めて「下山鑑定」が出て、被害者のものでなかったということになったわけです。被害者のものではないというのは、弁護団は無罪の決定的な証拠だと言っています。確かに重要な証拠だけど、裁判所がこれからどう出るかわからないということです。



次に「下山鑑定」の眼目は何かというと、石川さんの家から発見された万年筆の中には、ジェットブルーという明るい青のインクが微量でも入っていなかった、ブルーブラックが単品で入っていたということが言えるということです。被害者の家にあつて常々被害者が使っていたインク瓶のインク、ジェットブルーとは違うわけですから、万年筆は被害者のものではないと言える。ブルーブラック単品だったら気がつきそうなものだけど、これまで弁護団も含めて単品だというのは言えなかったわけです。

なぜかということ、インクが混ざるはずだという発想がなかったんです。発見万年筆というのは今から 50 数年前に売られていたわけで、本体を回して中にインクを溜める部分があります。溜める部分の端にレバーがついていて、それを 90 度倒すと、当時はゴムでできていたインク溜めの部分を圧縮してインクを吐き出す。あるいは空になっていったん空気を押し出して、それをインク瓶に入れてレバーを上げると同時にインクを吸い込んでいく。インク溜めの部分とペン先があつて、見えないんですが、ここにフェルトがあります。つまり、元々ジェットブルーを使っていた被害者が自分の家でインクが途切れるたびにジェットブルーのインク瓶からインクを吸い上げて使っていたんです。

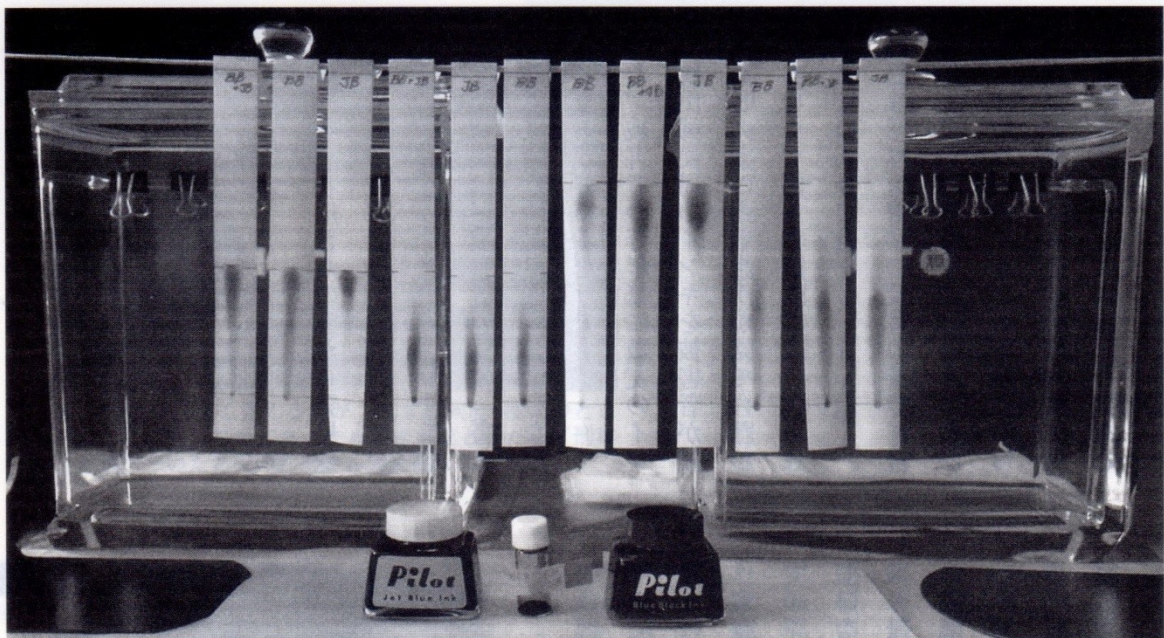
発見万年筆にはブルーブラックが入っていました。そのブルーブラックを補充したとしても、フェルトだとかインク溜めの部分に元々入っていたジェットブルーがあるはずだと。水道で全部洗ったとしてもフェルトには残るはずだと。石川さんの自白のストーリーでは補充というのは出てこないし、仮に犯行現場でインクを入れたとしても、水道水でジャブジャブ洗ってフェルトからライトブルーを全部洗い落としたということでもしない限り、必ず元々のジェットブルーというのは残るわけです。だから、発見万年筆にあつたのは「混合インク」だということになるんですけども、「混合インク」になるはずだということになかなか気がつかないわけです。何で「混合インク」じゃないということが言えるかというと、「資料2」を見てください。

## 2. ペーパークロマトグラフィー検査とは？

「荏原鑑定(ペーパークロマトグラフィー)検査結果を検証すれば」というところに、ろうそくを逆さまにしたような図面、チャートがあります。これが今回の肝というか、要のペーパークロマトグラフィーで描いた図面、ペーパークロマトグラム図です。かつて荏原秀介という科警研の技官がやった「荏原第 1 鑑定」に添付されているペーパークロマトグラフィーの図面なんです。

ペーパークロマトグラフィーというのは、いろんな液体を紙に浸してそれを上昇させる検査なんですけど、コーヒーをドリップで入れるときに濾紙を使いますね。お湯がコーヒーの粉より上までくると、お湯が沁み通って上昇していく、あの濾紙と同じような紙を使う試験なんですけども、昔からある検査方法です。「資料1」に並んでいるのが、ペーパークロマトグラフィーの濾紙です。

(弁護団提出の鑑定書より)



展開剤が展開停止線に到達した順に濾紙を引き上げ取り出し細紐に吊り下げて室内で乾燥させた各クロマトグラム(左から展開距離を60mmとした展開剤Mにおける検体BB+JB⇒検体BB⇒検体JBと展開剤B'における検体BB+JB⇒検体JB⇒検体BBの各クロマトグラム、次に展開距離を100mm

とした展開剤Mにおける検体BB⇒検体BB+JB⇒検体JBと展開剤B'における検体BB⇒検体BB+JB⇒検体JBの各クロマトグラム)

BB:ブルーブラックインキ、JB:ジェットブルーインキ

資料1

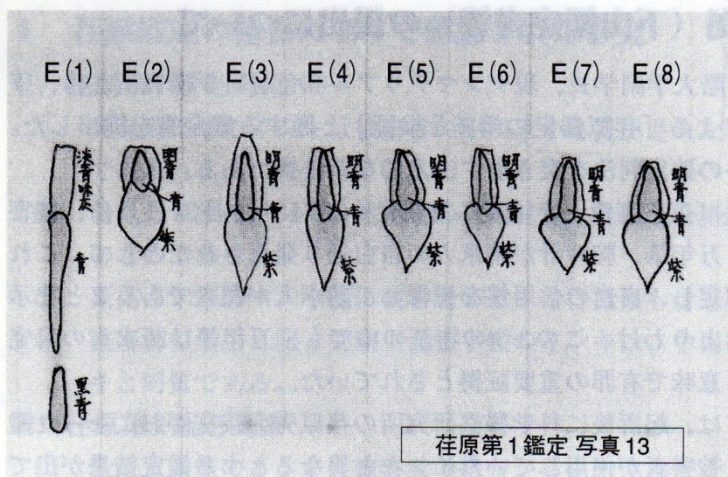
長さ20センチくらいの濾紙に検査する液体を下から2センチくらいのところに細いガラス管で1滴落とすわけです。比較するものを並べて、どういうふうにあがっていくか様子を見る。今回の「下山鑑定」だと開始線から6センチのところまで上昇する様子を見ました。昔の「荏原鑑定」も同じやり方なんですけども、濾紙にスポットで落として、濾紙の下の方をガラスの水槽に入れるんです。水じゃなくてエタノールとかメチルアルコールとか、そういう展開液に

下の方を浸けると上の方に上っていきんです。毛細管現象というんだそうですけど、何もしなくても上っていく。上っていった跡を乾かして、その上にトレーシングペーパーでどういう形とどういう色が出たかを書くんです。

書いたのが「資料2」の「荇原鑑定」のペーパークロマトグラムです。これを見ると、一番左側の E(1)というのがあります。これは石川さんの家からでた万年筆のペン先、インク溜めから取り出したインクを調べた後のグラム。2 番目の E(2)が被害者の家にあったインク、E(3)～E(6)が日記とか手帳から取り出したインク。見ると、一番左の発見万年筆のインクはテーリング状というんですが、長い尾っぽのようになっていて、「黒青・青・淡青味灰」とあります。右隣が割と短く太く、「紫・青・明青」というふうにも色も形も違いますね。つまり、成分が違うからこういうふうになるんです。2 番目から右の方は基本的に同じ形で、短く、3 つの色が重なっている。だから、被害者の家にあったインク瓶と日記と手帳のインクは同じだと。ただ発見万年筆のインクは別物だというのが「荇原第 1 鑑定」で、このグラムを元にそう言ってるわけです。

## 荇原鑑定 (ペーパークロマト) の検査結果を検証すれば、

の科警研・荇原第1鑑定  
検査結果



- E(1)：発見万年筆  
(証拠万年筆)
- E(2)：被害者のインキ瓶の  
インキ
- E(3)～(6)：被害者の日記文  
字のインキ
- E(7)～(8)：被害者の手帳の  
文字のインキ

発見万年筆が被害者の万年筆なら、被害者が使っていたジェットブルーインキの成分が実証実験の混合インキの場合(S②やS②')のように検査結果に現れるはずだが、荇原第1鑑定の発見万年筆のインキの検査結果(E(1))にはジェットブルーの成分が現れていない。

資料 2

### 3. 下山さんの実証実験が示す事実

何で被害者のものでないと言えるかということ、元々被害者の使っている万年筆にあったジェットブルーの痕跡が、「混合インク」なんだから重なって現れるはずだというわ

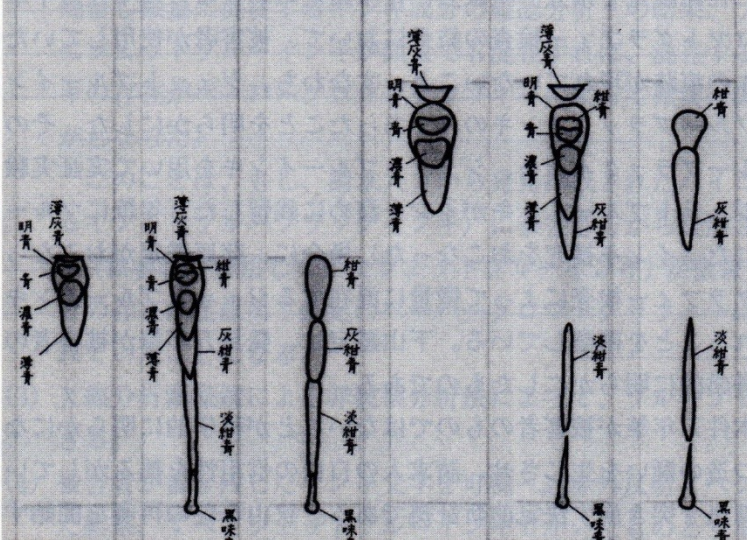
けです。(1)と(2)で全く重なりが見られない。混合インクならどうなのかというのを下山先生は実証実験をしたわけです。その結果が「資料3」です。

下山鑑定の実証実験の結果(展開剤Mの場合)

Meim H60  
5/28

(写真はいずれも弁護団が提出した鑑定書より)

S①	S②	S③	S①'	S②'	S③'
5/28	5/28	5/28	5/28	5/28	5/28
JB	BB+JB	BB	JB	BB+JB	BB



S① : JB インキ

S② : BB インキ+JB インキ

S③ : BB インキ

S①' : JB インキ

S②' : BB インキ+JB インキ

S③' : BB インキ

JB=ジェットブルー  
BB=ブルーブラック

図12 展開剤Mにおける展開距離60mm(左側3枚)と100mm(右側3枚)の検体JB、BB+JB、そしてBBの各クロマトグラム

左から2番目にS②:BB インク+JB インク、ブルーブラックとジェットブルーの混合インクなんですが、この作り方はいったんジェットブルーを入れて、レバーを倒して全部吐き出して、ブルーブラックのインク瓶にペン先を入れてブルーブラックを吸入する。つまりいったんジェットブルーを吐き出して、そこにもう1回、レバーを戻してブルーブラックを吸入したと。そういうやり方で混合インクをつくったんです。

一番左はジェットブルー単独、右が混合インクとブルーブラック単独、これを調べたわけです。ジェットブルー単独だと「薄青・濃青・青・明青・薄灰青」。2番目、混ぜると「黒味青・淡紺青・灰紺青・薄青・濃青・青・紺青・明青・薄灰青」と、こういうふうに出たと、下山さんはトレーシングペーパーに写したわけです。左から3番目のS③というのがBB単独で「黒味青・淡紺青・灰紺青・紺青」と。確かに下山さんが言うように、①と③が混ざったら、それが合体したように現れると。②はまさにそうなんです。S①とS③を重ねたように出ている。だから、発見万年筆が被害者のものなら混合インクのはずで、S②と同じように「荏原鑑定」でE(1)というのはもっと複雑に出るはずだが、それが出していない。むしろE(1)とS③(ブルーブラック単独)と似ているでしょう。テーリングが細くて3つの色と4つの色が出ているけれども割と単純です。似ているというのは、ペーパーマトグラフィー検査は同じ条件で同じ展開液でやらなかったら同じ分離にはならないんです。気温とか時間とか。まして下山さんの

やった実験に使ったインクは 50 年保管していた人のインクを使ってやったんです。経年変化があるかもしれないけれども、E(1)と S(3)は似たようなものです。何でかという、展開液が違ったとしても、ブルーブラックを検査しているからです。

この検証実験の結果、混合であればペーパーマトグラムが S(2)のように単独のやつが重なったようになるはずなのに、E(1)にはそれが出ていないので混合ではない。じゃあ E(1)にあるのは何なのか？ E(2)～E(8)とは全く違う別物だということは荏原鑑定も言っているけれども、何なのかということになるわけです。それが何なのかを示しているのが下山さんによると「荏原第 2 鑑定」のグラム、「資料 4」です。

の科  
 査研  
 査結  
 果  
 荏原第 2 鑑定

EA(1)	} 発見万年筆 (証拠万年筆)
EB(1)	
EC(1)	
EA(2)	} 級友のインキ 瓶のインキ
EB(2)	
EC(2)	
EA(3)	} 狭山郵便局備 え付けのインキ
EB(3)	
EC(3)	

荏原第 2 鑑定 写真 3

荏原第 2 鑑定は発見万年筆、クラスメートのインキ瓶のインキ、狭山郵便局備え付けのインキを 3 つの展開剤で成分を分離し、どの展開剤でも同じ分離をした（「同左」）と書かれている。つまり、発見万年筆のインキは級友や郵便局のインキ（ブルーブラックインキのみ）と同じであったことがわかる。

資料 4

これは(1)が発見万年筆から取り出したインク、(2)が被害者の友達のインク瓶のインク、(3)が郵便局備え付けのインクです。見ると、発見万年筆が「黒味青・淡青味黒・淡緑味青・淡灰味青青・濃青」と、高校の教室で被害者のすぐ後ろにいた N さんのインク瓶と郵便局のインク瓶とは同じだ。よってブルーブラックだと言うんですけども、友だちの N さんから領置されたインク瓶のラベルにはちゃんとブルーブラックと書いてあるんです。N さんはそれをずっと使っていたわけで、ブルーブラック単品だとはっきりしているので、それと同じ色班(グラフ)が出て、展開液をかえて 3 つやってみても同じ。郵便局のやつも同じ。EA(1)と EB(1)、EC(1)、この発見万年筆にあったインクはブルーブラックのみだと言わなきゃいけない、ということなんです。

ただし、荏原鑑定人はこの 3 者を「類似のもの」と言っているんですが、下山さんは同じものと言わなきゃいけない、「類似」っていうのは間違いだと言っています。何で「類似」にしたのかというのは、50 何年前に鑑定した荏原さんは、ここにあるペーパーマトグラムだけでは「同質」とまでは言えないと思ったのかもしれないけれども、勘ぐれば何か逃げ道はないものかと思って「類似」としたのかもしれない。「同質」というとブルーブラック単独となってしまうわけで、元々ジェットブルーを使っていた被害者のインクが微塵も混じっていないとなると、それは被害者のものじゃないということになるので、石川さんの家から被害者のも

のではないものが見つかったても何の証拠にもならないわけです。有罪証拠にならないことになるから、「類似」ということで荏原さんはごまかしたんじゃないかというふうにもみることができると思います。

被害者のものでないということがわかったんですけど、何で被害者のものでないものが石川さんの家の鴨居にあったのか。お巡りさんが置いて自作自演でやったんじゃないかと、想像して言えるわけですけども、お巡りさんがやったということを証明するのはほとんど不可能なことです。そこまでは言えないけども、捜査当局による捏造だというのは断定できないけども、被害者のものではない、よって有罪証拠にはならない。寺尾判決では三大物証の一つである発見万年筆を有罪判決の根拠にしていたけれど、それは言えなくなったわけです。



#### 4. 事実を隠蔽し、辻褃合わせに奔走

何で今頃になって、50何年も前の荏原鑑定が焦点になっているのかということです。「荏原鑑定」の出方が元々不自然だったんですけど、「万年筆問題をめぐる経過」(「資料5」)を見てください。「荏原鑑定」はどのような経過で出てきたのかというと、まず1963年6月26日に3回目の家宅捜索で石川さんの「自白」どおり、鴨居の上から万年筆が見つかったわけです。6月30日になって被害者の自宅にあったインク瓶を警察が領置する。何で領置したかと言うと、「有罪ストーリー」に則って言うと、石川さんが奪った万年筆が鴨居の上にあったことになっているわけで、その発見万年筆が確実に被害者のものだということを警察は立証しなければならないわけです。そのために被害者の自宅にあったインク瓶を領置して、確かめようとしたんです。

石川さんは7月9日に起訴されるんですけども、その前日の7月8日に埼玉県警が東京の警察庁付属の科学警察研究所に、発見万年筆に残留するインクと被害者の自宅にあったインク瓶のインクが同じかどうかというのを依頼するわけです。それが「荏原第1鑑定」というんですけど、それが出てくるのが8月16日です。この「第1鑑定」の結果が出るまでに、7月27日に被害者の級友のインク瓶を警察が領置していますが、これは被害者の後ろの席のNさんのインク瓶を被害者が借りたんじゃないかというので、領置して調べようとしたんです。同じ27日にNさんだけでなく、実は11人のクラスメートから事情聴取をしていて、「あなた、被害者にインクを貸してないですか？」と聞きまわったわけです。



## 万年筆問題をめぐる経過

資料5

- 1963年 5月 1日 狭山事件発生。
- 5月 3日 未明に犯人取り逃がし。
- 4日 遺体発見。
- 23日 石川一雄さん逮捕（第1次逮捕・別件逮捕）。  
第1回家宅捜索（刑事12人、2時間17分）。
- 6月17日 石川さん本件逮捕（第2次逮捕）。
- 18日 第2回家宅捜索（刑事14人、2時間8分）。
- 20日 三人共犯自白開始。
- 23日 単独犯行自白。
- 24日 万年筆について最初の自白。
- 26日 第3回家宅捜索（刑事4人、24分）万年筆「発見」。
- 30日 被害者のインキ瓶を警察が領置。
- 7月 9日 請求人起訴。
- 27日 被害者の級友のインキ瓶を警察が領置。
- 8月 2日 狭山郵便局のインキを警察が領置。
- 16日 科学警察研究所荏原秀介第1鑑定作成〔ペーパークロマトグラフィー検査、鑑定結果：発見万年筆在中インキは被害者使用インキと異質〕。
- 30日 荏原第2鑑定作成〔ペーパークロマトグラフィー検査および試薬検査、鑑定結果：発見万年筆在中インキは級友のインキ、狭山郵便局インキ（ともにブルーブラックインキ）と類似〕。
- 9月 9日 科学警察研究所粕谷一弥作成鑑定書〔発見万年筆のペン先の摩耗はほとんどなく、使用頻度は少ない〕。
- 1964年 3月11日 浦和地裁が死刑判決。
- 1974年10月31日 東京高裁が無期懲役判決。

普通はそこまではしないわけですが、担当した横田弁護士によると、7月8日に科警研に同質性の鑑定依頼を出して、8月16日に「違う」「異質」という結果が出るわけですが、「内報」というか、早めに「違う」と報告があって、あわてて7月27日になって同級生を当たって、「あなた、インク瓶を貸してませんか？」と聞きまわった。「違う」ということは決定的というか、被害者のものではないということなので、どうしても警察とすれば起訴直前ですから、

奪った万年筆＝発見万年筆に被害者がいつも使っているインクではないインクが入っている説得力のある理由を見つけなければならないわけです。そのためにクラスメートを聞き回った。で、ただ一人 N さんという人が 27 日の時点では「貸した」と言ったんです。その調書が残っているんですけども、それは事件発生前の 4 月 24 日、1 週間前に貸したと。けれど、被害者がペン先を突っ込んで吸引しているところは見えていないと、そういう趣旨の供述をして、それが調書に残っています。実際に入れてるところを見ていながら弱いわけです。でも、それに捜査当局としては救いを見出したというか、それで何とか説明がつくのではないかというふうになった。

もう一つ念には念を入れてというか、8 月 2 日に郵便局のインク瓶を領置した。郵便局のインクというのは、1964 年は東京オリンピックの年で、5 月 1 日に記念切手が発行されたんです。クラスのルーム長であった被害者が代表して記念切手を千何円分買ったんです。領収書を窓口が混んでいてもらえなかったので、放課後に行行って受け取ってるんです。実際、千いくらかの郵便局の領収書がポケットに入っているのが見つかっています。5 月 1 日の午後に、被害者は郵便局に寄っていることは間違いなくて、たまたま郵便局にもインク瓶が二つ並んでいた。狭山郵便局自体、そんなに大きな郵便局じゃなくてカウンターしかないんです。アイランド型っていうんですけど、窓口と反対側に背を向けて書いたりする構造じゃなくて、カウンターのすぐ目の前に係員がいて、その前にインク瓶があるんです。それがたまたまブルーブラックだったので、当局としては被害者が領収書を受け取りにいった時に、ここで補充したんじゃないかと言うわけです。これは郵便局の職員の調書もあって、確かに午後 3 時過ぎに被害者が来た。しかし、補充しているところは見えていないと。検察官は補充したかもしれないと言うわけで、そういうことを言おうと思って 8 月 2 日に領置しているわけです。

ついでに言うと、事件が発生した 5 月 1 日というのは、ものすごい雨が降っていたんです、2 時過ぎから。被害者は中学校時代、おそらく優等生だったんでしょうね。30 何人のクラスメートのお手本になるような人だったからルーム長になったんだと思います。その人が万年筆のインクを郵便局で補充するというんですが、万年筆は被害者の筆箱の中にいつも入れてあったと級友も言っています。被害者は自転車通学で、鞆を自転車の荷台にゴムひもで縛ってたわけです。だから、郵便局に着いて、ゴムひもを解いて、鞆から筆箱を出して、万年筆を取って郵便局に行かないと補充できないわけです。そんな面倒くさいことをやるわけがないと弁護団も言ってたわけですが、裁判所は可能性があるんだという理屈を言ってきたわけです。

だから、クラスメート 11 人も聞き回って、N さんが貸したかもしれない、プラス郵便局の可能性もあるんだと。これは捜査本部はあわてたはずで、「インクが違う」という知らせがあってブルーブラックだと。発見万年筆の中のインクといつも被害者が使っていたインクが違うということを言われたわけで、じゃあ被害者が使っていた万年筆とは言えないんじゃないかということになる。相当あわてたと思います。どうにか説明をつけろというので、バタバタやるわけです。本来、起訴で捜査は終了して、公判になって問題があれば補充捜査はあるんですが、起訴の後にだったらとインク関係の捜査をする、続行するというのは異例だと思うんです。

それで8月9日になって今度は、領置したクラスメートのNさんのインク瓶と郵便局のインクと発見万年筆の中のインクは同じかという鑑定を依頼するんです。これが「荏原第2鑑定」です。「第1鑑定」は被害者の家にあった被害者自身がいつも使っていたインク瓶の鑑定で、これが8月16日に結果が出て異質だと、被害者のものではないということになるわけです。あわてて何とか説明をつけようとした「第2鑑定」の結果が8月30日に出て、類似するというふうになったわけです。

## 5. 「荏原鑑定」の存在が明らかになるが…

ここからおかしなことになるというか、変な展開になっていくわけです。検察はこの二つの鑑定をずっと法廷に出さなかったんです。インクを鑑定したこと自体、弁護団は知らなかったんです。検察が法廷に出す証拠というのは、有罪のための証拠を出すわけで全部出すわけじゃない。無罪方向の証拠を出す必要はない、有罪を立証するために必要な証拠だけを出せばいいという。だから、この二つの「荏原鑑定」はずっと秘匿されていた。「荏原鑑定」が出されないまま1審が終わって、石川さんは死刑になった。控訴審になって冒頭で石川さんが「私はやっていない」となって、弁護団も大転換して争うということになったわけです。

弁護団は二つの鑑定の存在を知らなかったんですけど、1970年ごろに脅迫状の訂正箇所がペンのようなもので書かれている疑いがあるから鑑定してくれて裁判所に申し立てたんです。で、裁判所が鑑定しましょうと、元東大の秋谷という先生を鑑定人に命じたんです。最初は、脅迫状本文とか封筒の表書きがどんな筆記用具で書かれたのか、次にすべての表裏、脅迫状本文が同じインクで書かれたのか、ということ鑑定してくれと、これは弁護団が最初に要求したことですが、井波という裁判長が突然、本件発見万年筆で書かれた可能性があるかどうか、万年筆在中のインクと封筒・脅迫状のインクについても鑑定してくれと。弁護団が要請していない鑑定に付け加えようとしたんです。

発見万年筆というのは、秋谷鑑定以前は要するに被害者のもの、石川さんが奪い取った被害品としての万年筆だったんです。それが脅迫状の表裏が万年筆で書かれたかどうかを鑑定しようという段になって、単なる被害品から筆記用具の可能性が変わったわけです。脅迫状の訂正とか、脅迫状を元々書いた可能性とか、訂正したり、表に「中田江さく」と書いたり、「少時」というのが消してあるんですが、そういうのに使った可能性があるんじゃないかということ裁判長が言い出したんです。そして、この時に初めて検察官が「実は万年筆なんだけども、従来問題にならなかったのだから、明らかにしていないんだけども、被害者のものであるかどうかを調べるために鑑定している。その時、万年筆の内部を洗ったので、もう発見万年筆にインクはないんじゃないか」と言ったわけです。弁護団は、当時からすると10年近く前に荏原さんという人がインクの鑑定をしていたんだということが初めてわかったんです。

「荏原鑑定」かどうかわからないけれども、捜査当局がインクの鑑定をしているというのはわかったけれど、実物は証拠開示を受けないとわからない。秋谷鑑定を依頼するのは1971年なんですけど、72年になって相当程度の開示があったんです。この時に「荏原鑑定」は開示されたと思いますが、公判調書の記録には出てこないんです。基本的に刑事裁判は検察官が有罪だという証拠を出して、弁護団は無罪方向の証拠を出して、証拠として出さない

と記録としては残らないので、こういう開示がありましたというのは調書の形では残っていないんです。

おそらく72年の2月の時点で開示があったと思われるということで、弁護団は72年の8月の時点で「荏原第1鑑定」(被害者がいつも使っていたインクと発見万年筆のインクは違う)を証拠申請したわけです。で、検察官は「第2鑑定(Nさんと郵便局のインクは発見万年筆と類似)を証拠調べてください」と。で、この時に検察官は何で「第2鑑定」を出したかとい



うと、Nさんにインクを借りて入れたので、これと同質であることを証明したいと言って出てきたんです。「第2鑑定」自体が「類似」としか言っていない。今で言えば、下山さんが「同質と言えなきゃおかしい」と言ってるんだけど、「荏原第2鑑定」そのものは「類似」と言っているのにもかかわらず、この時点ではどういうわけか検察官は「同質である」と、しかも郵便局は落として、Nさんのインクを入れたので同質であるとの主張で、それを立証するために「第2鑑定」を出してきた。

事件発生1週間前、4月24日にNさんがインク瓶を貸したと証言していると言いましたが、当時、1週間に1度、被害者が通っていた高校では「ペン習字」の授業があったんです。5月1日の午前中にもあったし、4月24日にもあったんです。その24日に貸したけど、補充しているところは見えていないという証言があって、それで検察官は補充ストーリーを作っていくわけなんですけど、Nさん自身が事件から9年後、72年9月19日に証人として控訴審の法定に立つわけです。その時、「事件の日かその前の日に貸したと思う」、つまり5月1日か4月30日に貸したと思うが、よくわからないと。もう9年後の証言で、事件の日かペン習字があったことも覚えていないと。時間も経ってるし、記憶も後退しているわけですが、もう一つややこしい話、被害者は5月1日の第1時限のペン習字の時に清書をした紙を先生に出しているんです。それはみなライトブルー、今回わかったジェットブルーで出しているんです。つまり、ペン習字が終わる1時限まではジェットブルーだったわけです。この事件のあった日か、その前日かよくわからないという法廷証言を検察側に最大限にいい方に解釈した場合でも、ペン習字の後に被害者にNさんがインク瓶を貸したというストーリーになるんだけど、証言としては非常に弱いわけです。しかし、裁判所はそれをずっと受け入れてきたわけです。

弁護団はそういう証言もあったせいかどうかよくわからないけど、Nさんの証言の後に異質だという「荏原第1鑑定」を取り下げてしまうんです。撤回しちゃうんです。証拠じゃなくなっちゃったんです。証拠調べを行なわないですから。検察官の方は類似だという第2鑑定を維持するんですが、裁判所が却下してしまうんです。証拠調べしないって決めちゃうんです。つまり、両方の鑑定が法廷に出てこないということになって、そのまま「寺尾判決」になっちゃうんです。

今から思うと、ボールペンで書いたという石川さんの自白しかなかったわけで、「秋谷鑑定」で訂正箇所はペンだという鑑定が出てきて、弁護団としては「勝てた」、控訴審では無罪になるだろうと思ったと思うんです。当時の弁護団の団長であった佐々木哲蔵さんが「寺尾君なら大丈夫だって思った」と、後で本に書いていますけど。当時、寺尾さんというのは結構信頼できる、リベラルな裁判官として通っていたんです。そのせいもあって、「秋谷鑑定」まで大丈夫だろう。だから、撤回して証拠になっていないんです。最終的に「寺尾判決」のあと最高裁は棄却決定で、「荏原鑑定は証拠になってない」「証拠に拠らない主張だ」と言って、無期懲役が確定したんです。

## 6. 破たんする「補充説」

結局、第1次再審になって初めてその「荏原鑑定」が証拠になるんです。弁護団が再審の無罪証拠として出してきたんです。だけど、検察官はNさんと郵便局のどちらかで補充した可能性があると言ったんです。どっちかということは限定していなかったわけです。それが1980年2月5日の四谷巖裁判長の再審棄却決定、これが裁判所が認めた最初の補充説になります。これがずっと26年間続いてきたわけです。端折って言うと、Nさんに借りて補充した可能性と、郵便局で補充した可能性の二つの補充説がずっとあったんですが、最近になって、第2次再審の最高裁の特別抗告棄却決定で、島田仁郎裁判長が本人が補充した可能性があると言ったんです。



「万年筆やインクと無縁でない申立人(石川さんのこと)によって本件万年筆にブルーブラックのインクが補充された可能性がある…」と言っています。養豚場の経営者がそういう調書を取られているんですけども、石川さんが養豚場で働いていたときに、インク瓶をどこかで拾ったと言ったとか、人間基地の門で入場許可書を書くときに石川さんから万年筆を借りて書いたことがあると、養豚場の経営者が言ってる調書があるんです。それを弁護団も気が付かなかったんですが、いきなり2005年になって「本人補充説」が出てきて、これまた非常に無理がある説明で、石川さんの自供によるストーリーだと元々、「吉展ちゃん事件というのがあって、それをまねて小さい子どもを誘拐しようと思っていた。それを何でか知らないけれども、X十字路で高校1年生の被害者とすれ違ったときに、この人を誘拐してやろうと思った。予期せぬ遭遇からこの事件が起きたということになっているんだけど、じゃあそのときに石川さんが少なくともインク瓶を持っていないと石川さん補充説は成り立たないんだけど、石川さんの家からインク瓶は見つかっていません。第一インク瓶を持つということは、石川さんは万年筆と縁のないらしをしていたんだけど、万年筆を常時持っていない限り、インク瓶を常時持っている必要は全くないです。で、事件は強盗強姦事件なわけで、実際犯人だったら相当バタつくわけです。その犯行現場で、この島田決定の通りだと自分が万年筆を持っているにも関わらず、扼殺現場と自転車を止めた場所は50メートルくらい離れているんですが、雨の中を戻って鞆の中から被害者の万年筆を持ってきてそれで訂正するという非常に考えにくいことを言っているわけです。

「荏原鑑定」の出方と「補充説」、これを今回の「下山鑑定」はきれいに破り去った、発見万年筆は別物で、全く事件とは関係がないものだ。警察がやったというのは、立証しようとしてもできない。現実的にはそうかもしれないけれども、全然関係ない人がたまたま置いた可能性もあるじゃないかと言われると、確率的には極端に低いというか、原発に隕石が落ちる可能性くらいに低いといっている。ただし、偽物で被害者のものではないということ「下山鑑定」は言っています。

## 7. 証拠開示がキー

何で今頃「下山鑑定」が出てきたのかということについて、さらに言うと、弁護団は封筒の宛名「少時」とか「中田江さく」という問題を色材の方から立証できないかと、専門家を探して2008年になって岡山吉備国際大学の下山進さんを発見したわけです。世界的な権威だそうです。ゴッホの「ドービニーの庭」という絵に黒猫が隠されているのを発見して世界的なニュースになったことがあります。2013年に「手ぬぐい」関係の捜査資料で、石川さんのお姉さんの嫁ぎ先の石川仙吉さんのところに配布された手ぬぐいが1本から2本に書き直されているというのを下山先生が確認して証拠になって出ました。その捜査資料は証拠開示でできたものです。そして、弁護団が筆跡とか脅迫状関連の証拠を全部開示せよと言ったのに対して、2013年7月になって検察官が被害者のインク瓶そのもの、現物を開示しました(「資料6」)。

それまで弁護団は現物を見たことがなかったんです。それはジェットブルーとは書いてないんです。パッケージには書いてあったかもしれないが、箱がなくてインク瓶そのものだったんで、そのラベルにはパイロットインクとしか書いてなかったんです。その開示を受けて写真に撮ってパイロットに照会したところ、これが正式には今まで使っていたライトブルーじゃなくて、ジェットブルーという名前だとわかります。事件発生が1963年ですけども、ジェットブルーは1961年に発売されたばかりの当時とすれば新しいインクでした。63年当時というのは、今でいうコピー機というのはなかったんです。青やきという感熱複写、うっすらとした青が表面に残る、そういうのがあって、ブルーブラックという汎用のインクだと青やきにコピーできたんですが、青だと反応しなくてコピーできなかったんです。2年前にジェットブルーというのが発売になって、青やきで線が出るインクができた。ひと瓶40円で売っていたそうです。当時は、ジェットブルーのインクを使うというのは珍しかった。

今はそのジェットブルーというのは作られていないんです。1975年ぐらいで製造中止しているそうです。成分の違う別の製品になっていて、事件当時のジェットブルーを作っていないわけです。弁護団でいろいろ探して、50年前のジェットブルーを新品で持っている人がいるというので協力を依頼した。その人が未使用で持っていたんです。快く応じていただいて、検証実験に結びついて、ようやく今回の「下山鑑定」に到達したという長い、長いストーリーです。

### 第3次再審における証拠開示の経過

資料6

2009年12月16日		第2回三者協議。東京高裁が筆跡、犯行現場、取調べ・自白など8項目にわたる証拠開示勧告
2010年5月13日	38点	逮捕当日の石川さんの上申書、取調べ録音テープ、捜査報告書（鞫関係）など
2010年5月21日	1点	ルミノール反応検査の実施についての聴取書
2010年12月15日	5点	取調べ状況についての捜査報告書など
2011年3月23日	3点	ルミノール反応検査に関する検察官の報告書など
2011年12月14日	14点	6月29日付けの腕時計の捜査報告書など3物証関係の証拠
2012年4月23日	19点	スコップ関係、筆跡資料など
2012年10月3日	4点	事件直後の聞き込み捜査報告書など
2013年1月23日	4点	手拭い、腕時計、「秘密の暴露」関係の証拠など
2013年1月29日	15点	「秘密の暴露」関係の捜査資料
2013年3月27日	26点	手拭い関係の捜査資料
2013年7月9日	1点	手拭い捜査関係証拠
2013年7月26日	3点	被害者使用のインク瓶等
2014年1月31日	2点	手拭い関係捜査資料
2014年3月25日	1点	手拭い関係捜査資料
2014年9月17日	28点	筆跡に関わる資料等
2015年1月23日		東京高検の証拠物の一覧表（領置票）が開示
2015年3月18日	1点	航空写真ネガ（事件直後に撮影された航空写真112枚）
2015年4月24日	13点	石川さん宅からの押収物の還付
2015年5月25日	2点	手拭いに関する捜査報告書
2015年7月27日	1点	事件直後の捜査報告書（「車の追い越し」関係）
2015年10月5日	2点	家宅捜索・万年筆発見に関する元警部の供述調書等
2015年10月9日	2点	ポリグラフチャート

## 8. 再審・無罪のために

今後、決定的に無罪の証拠が出てどうなるかという、確かに元々「荏原鑑定」というのは検察が調べた証拠なんです。それ自体が重なって現れていないということで無罪であることを証明している。「下山鑑定」はそうは言っていないけれども、被害者のものではないとは言える鑑定なので、検察官とすればそれをひっくり返すことはなかなか難しいと思うんです。弁護側は最強の証拠だと言いますが、53年前に荏原さんがそういうGRAMが出るということをしちっと残していたせいで、そのGRAMから被害者のものでないということが言えると下山先生が言ったわけです。

そうすると検察官とすると、53年前に自分たちがやった鑑定が間違っていたと言わなければいけないわけです。たぶん荏原秀介さんという人は亡くなっていると思います。生きていたとしてもかなりご高齢だと思し、その荏原さんを事実調べが始まって、検察官が引っ張り出してきて、「私自身の荏原鑑定が間違っていました」って証言しなきゃいけないことになるわけですから、現実的には難しいことだと思います。そういう意味で、「下山鑑定」を崩すのはかなり難しい。

裁判所としても問答無用で、独自の鑑定だと言う可能性はありますけど、丁寧な裁判官であればこれこれこういう理由があるから「下山鑑定」は信用できないと言わなきゃいけないわけです。説得力のある形で。検察官が説得力ある反駁をしない限り裁判官としても書きようがないわけで、蹴るに蹴れないんじゃないかなと思うんです。でも、予断は許さず、です。

弁護団は今、さらに録音テープを分析して、法廷自白の問題で新たな主張を検討しているようです。すでにそのテープから浜田さんと脇中さんの鑑定書を出していますが、裁判所に対して法廷自白をする人もいるんだと、説得力のある形で言っていく方針のようです。何でこれを言わなきゃいけないかという、建前では法廷の中で自白しているということは、裁判官から見ると、誰も圧迫を加えていない自由な空間でみんなの前で任意に言っているということが大前提にあるわけで、もしその法廷自白を否認すると裁判所を否認することになってしまう。みんなの前で自由意思で述べてくださいと言って、被告人が「私がやりました」って言っているにも拘らず、それが信用できないって裁判所が認定することにはね。



※「世界」2016年10月号も合わせてお読みください。

例えば、「足利事件」でも菅家さんは法廷で自白維持したり、瞬間的に否認したりしているんです。再審無罪の判決がありました。法廷自白自体については判断していないんです。DNA鑑定で菅谷さんが犯人でないことがわかったから無罪だっていうことです。法廷自白を真っ向から判断した事例はないんじゃないかな。弁護団とすればそこに挑戦していかなければならない。まだしばらくかかるとは思いますが、みなさんの支援を期待しています。共に頑張っていきましょう。裁判所を監視していきましょう。